

議案第30号

財産の減額貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

記

1 減額貸付けする財産

所 在 天理市嘉幡町146番地1、210番地3、274番地1、
748番地

建物種類 体育館

建物構造 鉄筋コンクリート造 5階建て

延 面 積 3,358.76㎡

2 減額貸付けの相手方 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役 落 合 昭

3 減額貸付けの理由

減額貸付けを行っている当該財産について、引き続きスポーツ施設としてその役割及び機能を保持し、有効活用を図るため、市民の優遇利用や福祉事業を展開し、福祉の向上を目的として、市が負担する費用以外の維持管理に係る費用の負担を条件に、当該財産の減額貸付けを行うものである。

4 貸付期間 令和2年9月1日から令和3年8月31日まで

5 減額後の貸付料 年額2,000,000円